

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 13 日
ナカモリ セツジ申請者 フリガナ
氏名又は名称株式会社 中森設備
カズモモ

住所

奈良市杏町 119番地
ナカモリ タクヤ

代表者氏名

代表取締役 中森卓也

電話番号

090-6822-4927 0742-31-1470

FAX番号

0742-62-1626

メールアドレス

nakamori1231@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	✓
21	王寺町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 13 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 中森設備
ナカモリ セイビ
住 所 奈良市杏町 119番地
ナカモリ タクヤ
代表者氏名 代表取締役 中森卓也
電話番号 0742-31-1470

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 ナカモリ タクヤ 中森 卓也	
事業の範囲	給排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 中森設備
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 〒 630-8454 住所 奈良市 杏町 119番地 電話番号 0742-31-1470 FAX番号 0742-62-1626 メールアドレス nakamori1231@yahoo.co.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ナカモリ タクヤ 中森 韶也 キムタ ヤスヒロ 橋田 益宏	277270号 281036号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

工事機械・器具調書

平成6年2月8日

商号 株式会社 中森設備

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	165S	3	
	パイプカッター	PB-80-CV	3	
	塩ビカッター	250L	3	
管の加工用の機械器具	やすり	200平型・半丸型	3	
	パイプねじ切り器	ラケット式 PT1/2~11/2	2	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~300mm	2	
測量用機器	レベル	自動レベル	1	
	水平器		3	
	巻尺	50M巻	2	
	スタッフ	3.0m 5.0m	各1本	
掘削用機器	バックホウ	0.1級	1	
	バックホウミニ		1	
	スコップ	剣先・角	各2丁	
	つるはし			
	削岩機		1	
	発電機		1	
木工テストポンプ	簡易鋼矢板		10	
	水中ポンプ		1	
運搬用車両	ダンプトラック	2T	1	
埋め戻し用機器	プレート		2	
	ランマ		1	
保安設備等	工事用表示板		2	
	カラーコーン		6	

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 2月 8日

申請者

氏名又は名称 株式会社 中森設備

住 所 奈良市 杏町119番地

代表者 氏名 代表取締役 中森卓也

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市杏町119番地
株式会社中森設備

会社法人等番号	1500-01-024685
商 号	株式会社中森設備
本 店	奈良市杏町119番地
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年5月28日
目的	<p>1 空調設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備及び消防設備の設計、施工、監理並びに工事請負</p> <p>2 空調設備機器、冷暖房設備機器、給排水設備機器、衛生設備機器及び消防設備機器の販売、取付け並びにメンテナンス業務</p> <p>3 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>1 空調設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備及び消防設備の設計、施工、監理並びに工事請負</p> <p>2 空調設備機器、冷暖房設備機器、給排水設備機器、衛生設備機器及び消防設備機器の販売、取付け並びにメンテナンス業務</p> <p>3 土木工事及び建築工事の設計、施工、監理並びに工事請負</p> <p>4 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>
	令和 4年10月 7日変更 令和 4年10月 7日登記
	<p>1 空調設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備及び消防設備の設計、施工、監理並びに工事請負</p> <p>2 空調設備機器、冷暖房設備機器、給排水設備機器、衛生設備機器及び消防設備機器の販売、取付け並びにメンテナンス業務</p> <p>3 土木工事及び建築工事の設計、施工、監理並びに工事請負</p> <p>4 エステティックサロン等の経営、企画</p> <p>5 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>
	令和 5年 8月23日変更 令和 5年 9月12日登記
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円

奈良市杏町119番地
株式会社中森設備

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 中森卓也 奈良市古市町1534番地の3 代表取締役 中森卓也	
登記記録に関する事項	設立	令和3年5月28日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年1月26日

奈良地方法務局

登記官

山本秀樹



定 款

商号：株式会社中森設備

株式会社中森設備 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社中森設備と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 空調設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備及び消防設備の設計、施工、監理並びに工事請負
- (2) 空調設備機器、冷暖房設備機器、給排水設備機器、衛生設備機器及び消防設備機器の販売、取付け並びにメンテナンス業務
- (3) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならぬ。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若し

くは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会



(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 役 員

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(成立後の資本金の額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時取締役)

第33条 当会社の設立時取締役は、中森卓也とする。

(発起人の氏名ほか)

第34条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県奈良市古市町1534番地の3

発起人 中 森 卓 也 500株 金500万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社中森設備を設立するため、発起人中森卓也の定款作成代理人である司法書士山中延和は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名をする。

令和 3年 5月 13日

株式会社中森設備

発 起 人 中 森 卓 也

上記発起人の定款作成代理人

大阪市中央区内平野町一丁目2番12号

司法書士 山 中 延 和

司法書士
山中延和
電子署名

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和6年2月13日

奈良県 奈良市 杏町 119番地

株式会社 中森設備

中森 卓也



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第277270号
免状交付日 平成27年1月15日
本籍 奈良県
氏名 中森卓也
生年月日 昭和63年12月31日

写真の撮換え期間
平成37年2月27日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第281036号

免状交付日 平成28年1月13日

本籍 奈良県

氏名 橋田益宏

生年月日 平成2年7月4日



写真の書換え期限
平成38年2月27日



公認

会員登録

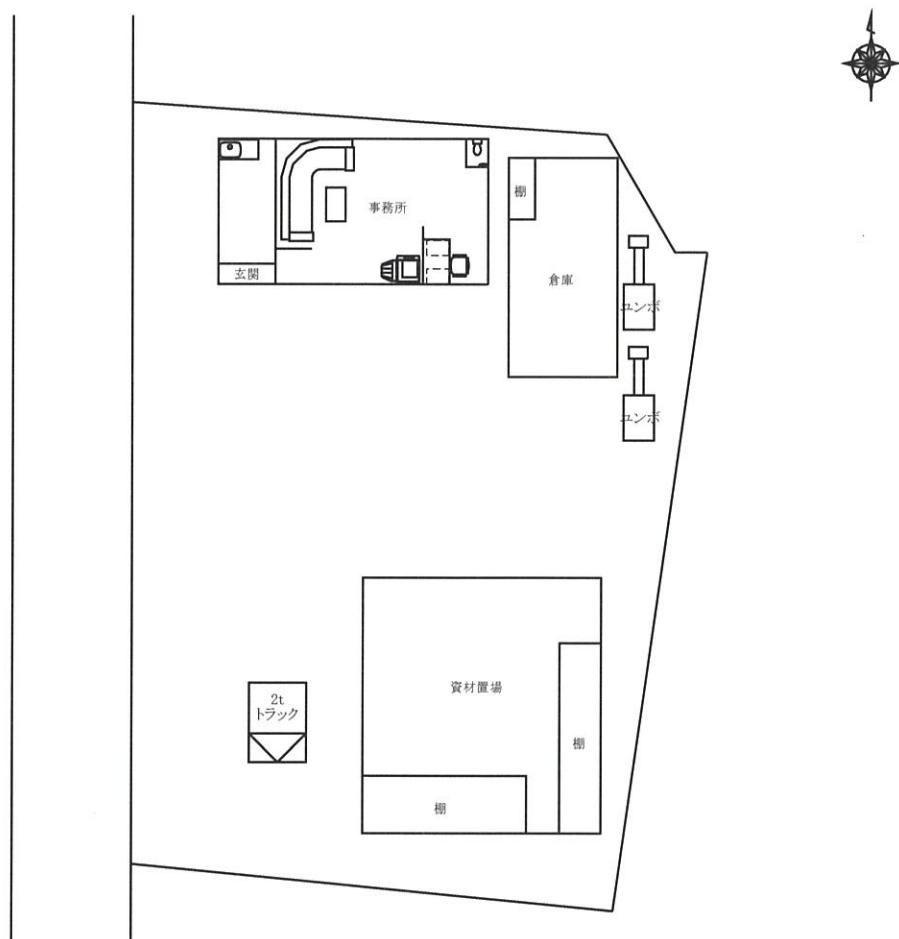
登録

注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

平面図・付近見取図

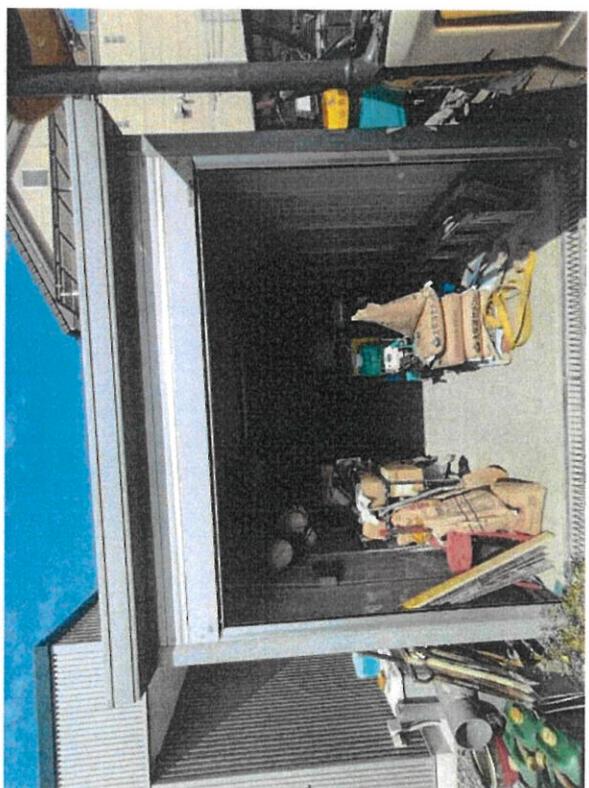
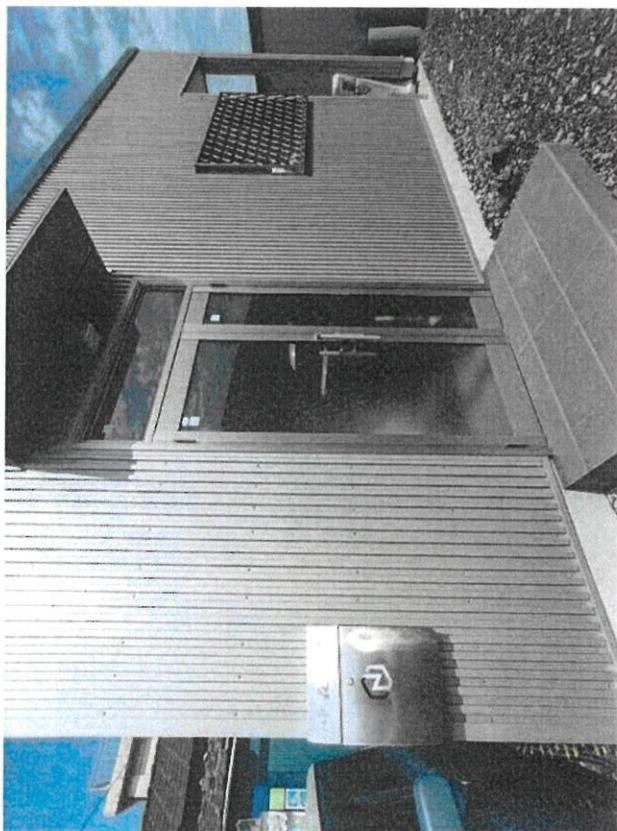
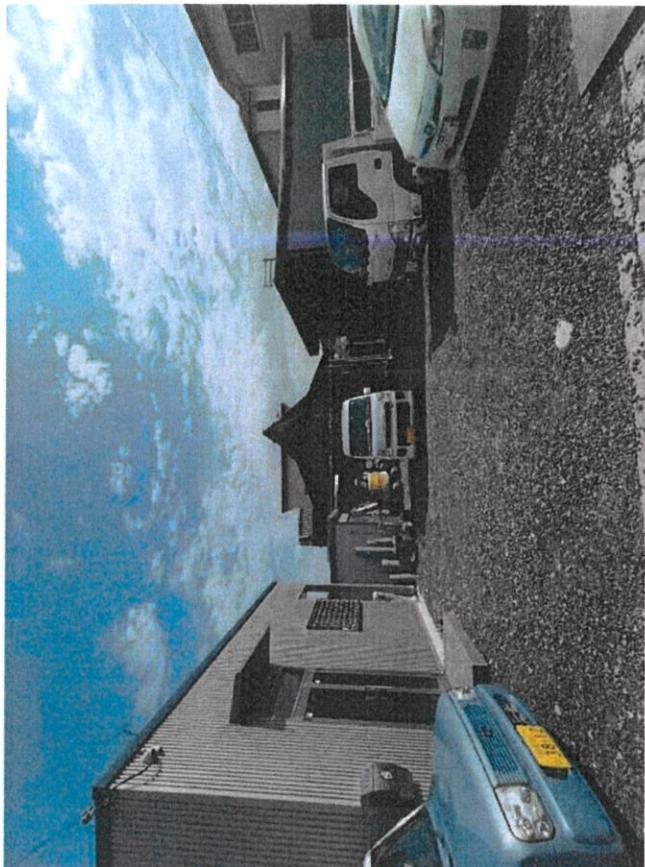
平面図

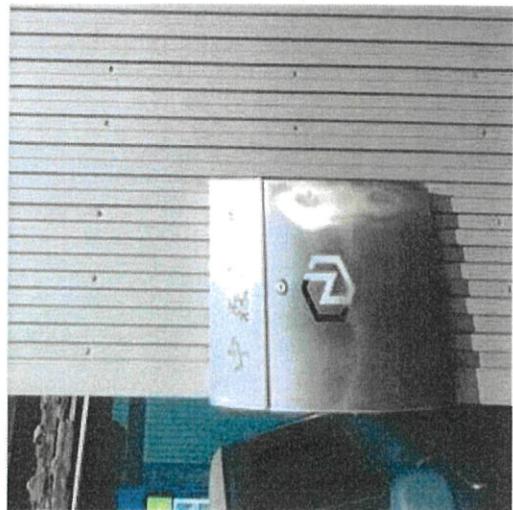
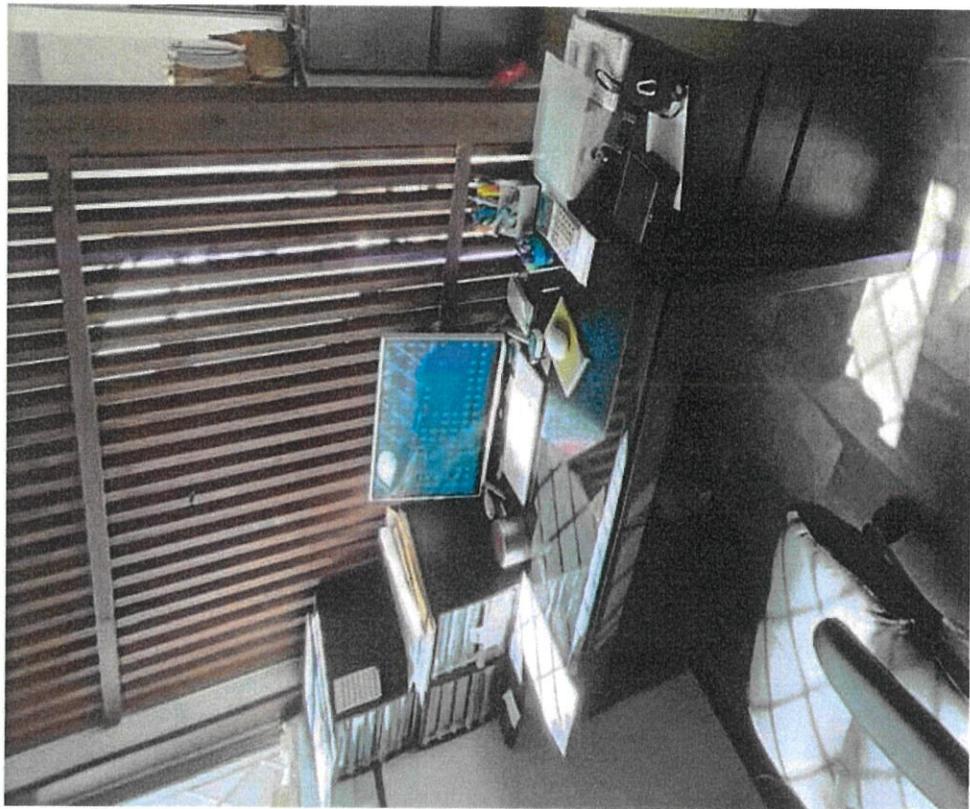


株式会社中森設備(奈良)

付近見取図







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 13 日
ナカモリ セッピ

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 中森設備
カナモモリ カナモモリセツブイ

住所 奈良市杏町119番地
ナカモリタケヤ

代表者氏名 代表取締役 中森卓也
カナモモリタケヤ

電話番号 0742-31-1470

FAX番号 0742-62-1626

メールアドレス hakamotit1231@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年2月8日

届出者

氏名又は名称 株式会社 中森設備
住 所 奈良市 杏町 119番地
代表者氏名 代表取締役 中森卓也

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 中森設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中森 卓也	277270号	
橋田 益宏	281036号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第277270号
免状交付日 平成27年1月15日
本籍 豊後原
氏名 中森卓也
生年月日 昭和63年12月31日

写真の着用期限
平成37年2月27日

公益財團法人 給水工事技術振興財團理事長



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第281036号

免状交付日 平成28年1月13日

本籍地 奈良県
本氏名 橋 田 益 宏

生年月日 平成2年7月4日

写真の審査及申請
平成38年2月27日

公益財團法人 給水工事技術振興財團理事長

